

平成22年度

情報公開制度、 個人情報保護制度の運用状況

岡総務課文書法制係 ☎ 826・1111

内線 2209

FAX 822・9252

✉ sounu@city.tsuchiura.lg.jp



情報公開制度

情報公開制度は、『土浦市情報公開条例』に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進するとともに、市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

■請求などができる方

情報の公開を請求できる方（請求者）は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持つている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる『公開の申出』により、情報の開示を求めることができます。ただし、『公開の申出』により求めた情報が仮に非公開

となったときは、「請求者」のような不服申立て（後述）をすることはできません。

■請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室（市役所本庁舎2階）で受け付けています。

皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書『公開の申出』のときは情報公開申出書に必要事項を記載していただきます。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送、ファクスまたはメールでも受け付けています（様式は市ホームページからダウンロードできます）。

■公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内（事由や請求量により日数を延長する場合があります）に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします（公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします）。

■公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または写しの交付により行います。

■不服申立て

情報の非公開の決定に不服があるときは、「請求者」は行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。この不服申立てについては、情報公開審査会に諮問し、その答弁を尊重して当該不服

申立てに対する決定などを行います。

平成22年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が29件で、申出が21件の合計50件でした（別表1参照）。これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は100%になっています。

なお、この公開率は次の算式によっています。

公開率＝（公開件数＋一部公開件数）／（公開件数＋一部公開件数＋非公開件数）

【別表1】請求などの状況

（単位：件）

実施機関	件数	主な内容
市長公室 総務部 市民生活部 保健福祉部 産業部 建設部 都市整備部	4	市長の日程に関する情報など
	14	住居表示に関する情報など
	4	地区長の活動に関する情報など
	0	
	0	
	8	水道配水に関する情報など
	16	開発許可申請に関する情報など
小計	46	
市議会	3	委員会に関する情報など
教育委員会	1	校舎に関する情報
消防長	0	
監査委員	0	
選挙管理委員会	0	
農業委員会	0	
合計	50	

【別表2】請求などに対する決定などの状況

（単位：件）

	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
件数	18	32	0	3	53

※ 1件の請求に対し複数の決定をしたものが含まれます。



個人情報保護制度

個人情報保護制度は、『土浦市個人情報保護条例』に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たい、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することができる仕組みです。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

■請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、ごなたでもすることが出来ます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求をすることができます。

■請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

■開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日

を限度として延長する場合があります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

なお、次のような個人情報は、開示できないことがあります。

①請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報

②個人の評価などに関する個人情報であって、当該評価などに著しい支障を及ぼすおそれのある個人情報

③市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示されることが決定した場合には、あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所で、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交

付により開示を行います。この際、本人または法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

■訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

■削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日

から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

■公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または写しの交付により行います。

■不服申立て

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることが出来ます。

平成22年度の運用状況

この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、別表3の6のとおりです。

土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)での総合得点および順位(第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る)については、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として『口頭による開示請求』が認められています。

【別表3】個人情報を取り扱う事務の数

(単位:件)

実施機関	件数	実施機関	件数
市長公室	44	教育委員会	125
総務部	50	選挙管理委員会	17
市民生活部	110	監査委員	4
保健福祉部	177	農業委員会	5
産業部	40	固定資産評価審査委員会	1
建設部	53	消防長	40
都市整備部	58	議会	7
会計課	4	合計	735
小計	536		

【別表4】開示請求の状況

(単位:件)

実施機関	件数	内容
保健福祉部	5	身体障害者診断書・意見書など
消防本部	1	救急活動記録票
合計	6	

【別表5】開示請求に対する決定の状況

(単位:件)

	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
件数	4	2	0	0	6

※1件の請求に対し、複数の決定をしたものが含まれます。

【別表6】口頭による開示請求の状況

	開示請求期間	開示請求者数
第1次試験	平成22年10月12日 ～11月11日	48人(受験者総数 397人)
第2次試験	平成22年11月22日 ～12月21日	21人(受験者総数 69人)